

令和3年度 矢巾町行政評価のまとめ

1 行政評価の概要

行政評価とは、本町が実施している業務について、事務や事業として捉えながら、成果指標等を用いて、主に「必要性、有効性、効率性、緊急性」を自ら評価するものです。

行政評価を実施することによって、行政の活動(業務)に改善の機能を取り入れることが出来るため、さまざまな行政活動について質的な向上が期待されています。

2 行政評価の目的（事務事業）

次の3項目を目的として、評価を実施しています。

（1）成果を重視した事務事業の実施

事務事業の実施にあたっては、成果を重視して取り組み、実施後において当該成果が計画に沿っているかなどについて振り返りを行うことで、業務水準の向上を図る。

（2）職員の意識変容

評価活動を行うことを通じて、総合計画などの計画の実現を目指して施策を実施するために、その基礎となっている事務事業が実施されている意識を醸成する。

（3）行政の透明性を説明責任

様々な事務事業を実施していることに関して、成果などを公表することで透明化を図りながら、行政活動(事務事業)に係る説明責任を果たすことで信頼の向上を図る。

3 行政評価の実施方法

令和3年度の行政評価として、令和2年度に実施された事務事業を対象に「事務事業評価」を実施しました。

「事務事業評価」では、761 事務事業について担当者等が自己評価しました。

（詳細）

令和2年度に実施された全ての事務事業を対象に、担当者等が事務事業評価シート（標準様式）を活用した事務事業評価に取り組みました。

この事務事業評価を行った事業は 761 事業であり、令和2年度にて終了した事務事業を含めて、最終的な方向性などについて評価を行っています。

なお、事務事業の方向性については、下表のとおりです。

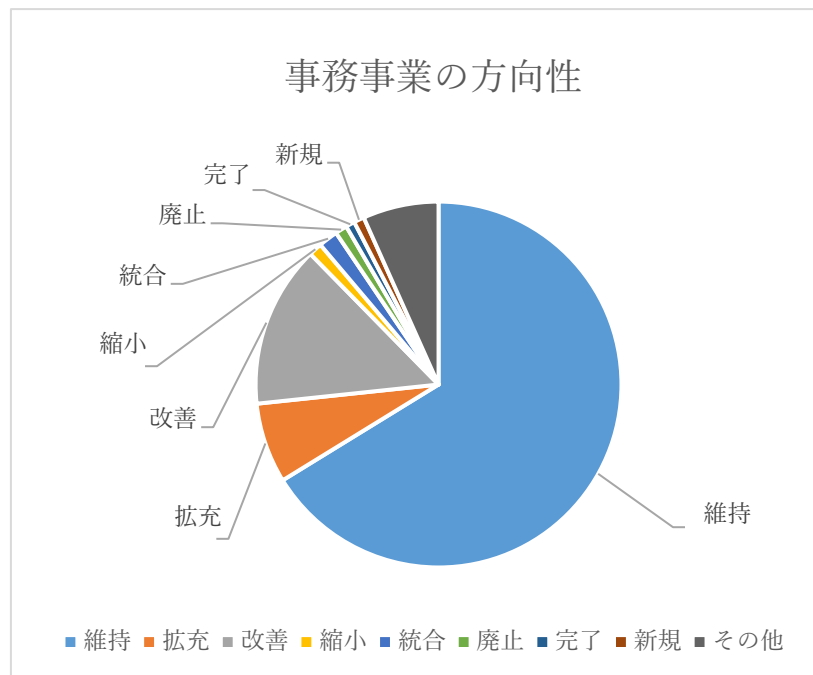
事務事業の方向性	方向性の内容説明
維持	継続の必要があり、現状を維持するもの。
拡充	継続する必要があつて、要望や将来の必要性が高く、今後において充実または拡大をすべきもの。
改善	継続の必要があり、実施方法などについて改善を行っていくもの。
縮小	継続の必要はあるが、ニーズの低下、財政上の理由などにより、縮小するもの。
統合	環境などの変化より、他の事務や事業と統合して実施すべきもの。
廃止	事務や事業の目的が喪失、ニーズの低下、財政上の理由などによって、廃止するもの。
完了	事務や事業の目的が達成されたため、終了するもの。
新規	事務や事業の目的が生じたため、新たに実施するもの。
その他	評価不能、若しくは環境が整っていないことなどによって、方向性の判断が出来ないもの。

4 事務事業評価の結果

評価結果は下記のとおりです。（※事後評価）

事務事業評価の結果

事務事業の方向性	事務事業数	割合
維持	504	66.2%
拡充	54	7.1%
改善	109	14.3%
縮小	9	1.18%
統合	13	1.71%
廃止	8	1.05%
完了	6	0.79%
新規	7	0.92%
その他	51	6.7%
合計	761	99.95%



5 評価のまとめ

○事務事業評価

事務事業評価により、令和2年度に実施された761事業において、「維持」「拡大」「改善」「縮小」「統合」「廃止」「完了」「新規」などの項目にて、最終評価を行いました。

最終評価にて「拡大」とされた事務事業は54事業でした。継続の必要があり、要望や将来の必要性が高く、今後は現状以上の充実または拡大するものとしています。

また、「改善」とされた109事務事業は実施内容の質的な転換が必要とされるものとなり、今後の取り組みが期待されます。

なお、「維持」とされた事務事業についても、引き続き継続的に評価を行いながら改善を図るべきものと思われ、担当課においてはこれらの評価結果を踏まえながら、総合計画などの行政計画に設定されている目標などの実現のため、個々の事務事業がより効果的で効率的に実施されるよう取り組みを行います。

6 今後の行政評価について

各種行政計画との連携に配慮した評価の実施、スケジュールに基づいた進行管理を行うとともに、目標指標などの適正化や評価水準の標準化に取り組めます。